



2019年9月発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン  
「成年後見支援センターだより」

編集責任者 相川 裕  
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-2-2  
永井ビル3階  
電話・FAX 0467-85-6660



S-NET  
湘南ふくし  
ネットワーク  
オンブズマン

<成年後見支援センター主催 講演会のお知らせ>

**安心への想いをつなごう！**  
**～成年後見制度と家族信託を学ぶ～**

日時：**2019年11月9日(土)**

**第1部 講演会 13時30分～15時45分 定員50名**

**第2部 成年後見相談会 16時00分～16時30分 3組**

場所：**茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4・5**

申込み：**11月6日(水)までに電話またはFAXで(相談会希望の有無も)**

**0467-85-6660**

後援：**茅ヶ崎市**

講師：**尾上 美子 司法書士**

**講師紹介：**平成17年司法書士登録。平成18年茅ヶ崎市赤羽根にて開業。登記業務だけでなく

成年後見業務、遺産承継業務など幅広く行っており、財産管理業務を得意とします。

まだまだあまり広まっていなかった家族信託を用いた財産管理法を平成27年より提案し、依頼者の要望を叶える契約書を作成する等、家族信託の経験値が高い家族信託専門士です。

(社) 家族信託普及協会会員 家族信託専門士

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート社員

## \* 2018年度成年後見支援センター相談内容\*

成年後見支援センター(以下「当センター」と称します)の2018年度(2018年4月~2019年3月)における相談支援の概要をご紹介します。

以下の記載は、当センターの守秘義務に鑑み、相談内容・相談者などを特定できないよう簡略化してあります。



- ・親族が後見人を希望しても、家裁では第三者の専門職後見人が選任される割合が高く、親族が後見人に選任される割合が低いという理由で、申立てを見送るケースが2件ありました。(「家庭裁判所において、親族後見人の必要性が見直されている」という次ページの記事をご覧ください)
- ・出張相談の希望があり、入院中の病院を訪問して、本人に成年後見制度の説明をしました。
- ・診断書に判断能力に影響する病名がなかったので、作成した医師にその旨を伝え、病名を追記してもらいました。
- ・鑑定書の作成を引き受けてくれる医師が見つからない為、申立ての審判が遅れたケースがありました。
- ・障がいの方のネット上の個人情報の削除について相談があり、当法人の弁護士に相談しました。

### (継続的な相談支援)

- ・本人の自宅で、高齢の申立人と関係者を交えて、後見人候補者との顔合わせをし、その後地域包括支援センターで申立書の作成支援を行い、必要書類の準備を関係者で分担しました。
- ・同一の対象者についての相談で、電話による頻繁な相談が2件(月間9回と13回)ありました。
- ・専門職団体に候補者の推薦依頼をし、本人と候補者の顔合わせを調整しました。

### (後見開始審判後の相談支援)

- ・親族後見人から数ヶ月継続する相談が、毎月2~3件あり、多い月には4件の相談がありました。
- ・被後見人から専門職後見人へ通帳等の引き渡しの際に、センターが立ち合いました。
- ・専門職後見人が決まり、今後の方向性について本人、関係機関が集まり、ケース会議を開きました。
- ・被後見人と専門職後見人の間で、電話、FAXなどでの連絡手段がないため、連絡手段が整うまでの間、センターが間に入って連絡を取り合いました。

### (出前ミニ講座及び相談会等における個別相談)

- ・市内の公民館で開催した成年後見の出前ミニ講座で、参加者3名から後見相談を受けました。
- ・市内の社会福祉法人の相談会にセンター職員を派遣し、参加者2名から後見相談を受けました。

## \* 成年後見制度利用促進の動きと最高裁判所の最近の考え方 \*

4月から診断書の書式が新しくなり、**本人情報シートの運用**が始まりました。医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報を医師に的確に伝えることができるようにすることにより、これまで以上に補助・保佐・後見の類型について適切に判断でき、利用者の判断能力に応じた自己決定権の尊重や本人保護といった制度趣旨が実現でき、利用者がメリットを実感できる制度へとつながることが期待されます。



3月18日、最高裁判所は、基本的な考え方として、後見人にふさわしい親族など身近な支援者がいる場合は、本人の利益保護の観点から**親族らを後見人に選任することが望ましい**。また、後見人の交代も、不祥事など限定的な現状を改め、状況の変化に応じて**柔軟に交代・追加選任**を行うよう、家庭裁判所に指示しました。後見人になった家族の不正などを背景に弁護士ら専門職の選任が増えてきた傾向が大きく変わる可能性があります。

3月25日に最高裁判所は、利用者が後見人に支払う**報酬の算定方法を改定**するよう全国の家庭裁判所に通知しました。現在は利用者の財産額に応じて決めているが、業務の難易度により金額を調整する方法に改め、介護や福祉サービスの契約といった日常生活の支援に報酬を手厚くする。これまで多額の報酬を支払っていた富裕層の多くは負担が減る一方、生活に困難があり支援が必要な人ほど負担が増える可能性があります。低所得者の中には現在でも報酬を支払えず、後見人が無報酬で働いているケースもあり、「引き受け手が現れない例が増え、制度を利用できない人も出てくるのではないか」との懸念が出ています。



6月、成年被後見人等の**欠格条項の見直し**に関する法律が成立しました。これまで、成年後見制度の利用者であることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされてきました(例えば、成年被後見人や被保佐人は、国家公務員、地方公務員、医師、弁護士、警備員、NPO法人の役員等になることができない等)。成年後見制度を利用していることをもって資格等から一律に排除する扱いを改め、資格等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み(個別審査規定)へと見直されました。

## \* 藤沢市社会福祉協議会ふじさわあんしんセンター視察報告 \*

令和元年7月30日(火)に藤沢市社会福祉協議会ふじさわあんしんセンターを訪問し、お話を伺いました。ふじさわあんしんセンターでは日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及啓発、職員や専門職による成年後見制度の相談、法人後見の受任、市民後見人の養成などをおこなっています。さらに2019年4月より中核機関として動き出しました。成年後見制度利用促進のために、各種専門職団体や関係機関も参加して地域連携ネットワークを作り、本人にふさわしい成年後見制度の利用をすすめ、地域での生活を支え権利をまもっていきます。今年度は権利擁護相談へ積極的に参画し、本人を中心とし、支援関係者、地域の人、友人、親族などとチームづくり支援に力を入れていくそうです。今後の茅ヶ崎市での中核機関設置に向けて参考になりました。

## \* 出前ミニ講座の報告 \*

### < 松の実親の会 >

令和元年5月26日(日)15時20分より、茅ヶ崎市の総合体育館2F会議室にて、精神障がい者の社会復帰をめざす松の実親の会に招かれ、「親なき後」のために考える成年後見制度と家族信託をテーマに出前ミニ講座を開催いたしました。最初にDVD「あるお母さんの遺言ビデオ」を上映、その後、3名の当センタースタッフが「知っておきたい「親なきあと」～親あるあいだの準備～」、「法定後見制度」、「任意後見制度」、「家族信託」について概要を紹介しました。松の実親の会会員10名の参加者は、最後まで熱心に聴講いただきました。

講座終了後のアンケートでは「各制度の違い、又利用する上での注意を知ることができた」、「これから推定される出来事に対処するための手引きを知ることができた」、「これからは自力でも勉強しながら前向きに進んでいきたい」などのご感想をいただきました。今後の参考にしたいと思います。



### 編集後記

- ・ 本人の為の後見制度になっていく?(C)
- ・ 後見制度にもコスト感覚が必要かも(Y)
- ・ 老衰入院で見限られ施設看護で蘇る(H)
- ・ チームで支援, パーソナルサポート(T)
- ・ 老いを重ねて役立つ成年後見制度(M)
- ・ 本人の意思決定を尊重する後見人を(T)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所: 茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約